

## 日中サービス支援型共同生活援助事業の指定基準

### ■人員基準

		介護サービス包括型	日中サービス支援型
管理者		事業所ごとに常勤1名	
サービス管理責任者		事業所ごとに30:1	
夜間及び深夜の時間帯以外	生活支援員	次の①～④の合算した数以上 (常勤換算方法) ①区分3 9:1 ②区分4 6:1 ③区分5 4:1 ④区分6 2.5:1	
	世話人	事業所ごとに6:1以上	事業所ごとに5:1以上
夜間及び深夜の時間帯	夜間支援従事者	—	共同生活住居ごとに常時1人以上
備考		—	生活支援員又は世話人については共同生活住居ごとに1日を通じて常時1人以上

### ■設備基準

		介護サービス包括型	日中サービス支援型
立地		入所施設又は病院の敷地外	
定員数(事業所)		4人以上	
定員数(共同生活住居)		2人以上10人以下	
		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つの建物に複数の共同生活住居を設置する場合は、合計の入居定員は20人以下</li> <li>・入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること</li> </ul>
居室面積		1の居室の定員は1人 収納設備等を除き7.43㎡(約4.5帖)以上	
設備		居室、居間、食堂、トイレ、洗面所、台所が必要	
短期入所の実施		※規定なし	同一敷地内で併設又は単独型事業所を行うこと(空床型は除く。) GH定員20人までの場合、利用定員1～5人